

隠れた取立委任裏書 (IV)

小 山 賢 一

4 昭和 — 最高裁時代

最高裁は昭和31年2月7日判決(民集10巻2号27頁)以来, およそ信託裏書説に固まっていると評される。資格裏書説は一件のみ補足意見として記録されるだけであって, 大正から昭和にかけての民事二部の資格裏書説と民事五部の信託裏書説の対立というようなことはなくなった。しかし最高裁は信託裏書説であるといっても, 信託法を引用するのは第11条のみであって, 信託法の信託との関係はなお不明である。そして下級裁においては, 信託裏書説で, そして資格裏書説でも, すべてを割切るにはなお抵抗が存在しているように思われる。

学説は統一には, まだ程遠い。

[28] 大阪地判昭和25年4月22日(下民集1巻4号598頁・小切手利得償還請求事件)

取立委任の目的で白地式裏書のなされた小切手の受任者には, 利得償還請求権は認められないと判決した。

補助参加人Aは被告株式会社富士銀行岡山支店に, 現金47万5千円を交付し, (イ) 金額20万円, 振出地岡山市, 支払人富士銀行大阪支店, 受取人A, および(ロ) 金額27万5千円その他(イ)と同様の2通の小切手を受取った。その小切手は白地裏書のまま転々流通し, 原告株式会社大和銀行が取得した。原告は預金として受入れたと主張したが, 取立委任と判定された。原告銀行はこれを交換に付し, 被告銀行に支払を求めたところ, 被告銀行はAから支払停止の申込があったため, 原告銀行に対する支払を拒絶した。しかるになお原告銀行はその小切手を所持し, 継続して被告銀行に対して交渉中, 時効によって小切手上的の権利は消滅したので, 被告銀行に対して利得償還請求権を行使した。

棄却。

「取立委任の目的の下に白地式裏書のある小切手を他人に交付した場合に, 受任者が小切手上的の権利消滅による利得償還請求権を有するか否かについて判断すると, 小切手の取立委任を受けた者が小切手上的の権利を行使する場合, その経済的効果は委任者に帰属する

ものであって、受任者には独自の経済的利益が存しないから、受任者に小切手上の権利消滅による利得償還請求権を認める必要のないことは利得償還請求権という制度の存在理由自体に徴して明らかであり、且つ右利得償還請求権は小切手上の権利と別個のものであって、小切手の取立委任に利得償還請求の委任を包含するものではないから、小切手金取立の委任を受けた者は仮令裏書に取立委任なる目的の記載のない場合でも、利得償還請求権を有しないものと解するのを相当とする。」

大判昭和5年9月17日(民集9巻812頁・〔19〕事件)では、記名式の隠れた取立委任裏書が抹消されることなく裏書人に返還され、その後手形債権が時効消滅した場合に、その当時裏書人は手形の所持人として振出人に手形債権を行使することができず、したがって利得償還請求権を取得しないと判決して学説の批判を受けた。大判昭和6年12月1日(民集10巻1149頁・〔21〕事件)では、担保手形についてそれを所持している被裏書人が利得償還請求権を取得することを前提とする判決を下した。本判決は経済的效果は委任者に帰属し、利得償還請求権は小切手上の権利ではないから、小切手の取立委任は利得償還請求権の取立の委任をふくまないというのである。矢沢教授は本件では被裏書人は裏書人に貸付をなし、その見返りとして本件小切手を受入れたわけであるから、実質的に考えれば被裏書人に経済的利益が帰属し、被裏書人は自己の利益のために代理人であることに注意すべく、また利得償還請求権は小切手上の権利の変形したものであり、取立委任裏書は小切手上の権利のみならずその変形したものの行使の代理権をふくむと本判旨に反対する(『商事判例研究』昭和25年度53頁)。田辺康平教授は小切手形法第23条にいわゆる「小切手ヨリ生ズル一切ノ権利」とは小切手上の権利にあらざる小切手法上の権利は行使できないことを示したものでなく、利得償還請求権の行使についてもこれを包含するとして、本判旨に反対する(『法学』15巻4号488頁)。矢沢教授は「判旨の結論として被裏書人たる受任者自身に帰属しないとすることは正当であるとしても」といい、田辺教授は「利得償還請求権が受任者には発生しないことというていふとすれば、この点については判旨は正当」とするが、信託裏書説では所持人たる受任者に発生することになるのではないか。資格裏書説ではどのように解することになるのか。

〔29〕 大阪地判昭和28年6月6日(下民集4巻6号813頁・仮差押決定に対する異議事件)

仮差押をすることを主たる目的としてなされた隠れた取立委任裏書を特別の事情から信託法第11条に違反しないとした事例であるが、保証債務は裏書とともに移転しないとする。申請外A株式会社は申請外B、C株式会社に対してそれぞれ1通の約束手形を振出した。

被申請人Y株式会社は双方の手形に対し、連帯保証書をB、Cに交付していた。B、Cは振出人Aが支払不能の状態にあったので、それぞれの取締役であり、本件の仮差押申請人のX₁、X₂に対して裏書をし、両人は手形の所持人として保証人Yの動産に対し仮差押申請に及んだ。その申請により仮差押決定がなされ、それに対しYは異議を提出した。本件はその差押決定を取消し、X₁、X₂の申請を却下した。

判決は信託裏書説に立っている。B、C会社のX₁、X₂に対する裏書は隠れた取立委任裏書であり、「隠れた取立委任裏書は裏書人、被裏書人間において取立委任の経済的目的を達するために通常の譲渡裏書の法律的形式を用うるのであるから、手形面に現わされた手形行為の外形的表示に従い手形上の権利は当然に被裏書人に移転し取立委任の経済的目的は当事者間の内部関係において人的抗弁として被裏書人を制約するに過ぎない一種の信託裏書であると解すべきであり、申請人等主張のように裏書人は依然として手形上の権利を矢わずこれを行行使し得ると同時に被裏書人は裏書人の手形上の権利を行行使する形式的資格を取得するものと解すべきではなく、従って申請人等は右の隠れた取立委任裏書により本件の各約束手形についてそれぞれ形式的にもまた実質的にも手形上の権利の移転を受けたものと認めねばならない。

この点に関し被申請人は右の隠れたる取立委任裏書による手形上の権利移転は前記BおよびCが申請人等に訴訟行為をなさしめることを主たる目的となしたものであるから信託法第11条により法律上無効であると抗弁するけれども、申請人等が本件各差押を申請した当時（昭和27年11月11日）たまたま大阪法務局において商業登記簿改製のため昭和27年11月13日まで商業登記事務を停止し、前記BおよびCの各代表者の資格証明書の交付を受けることができなかつたので止むを得ず申請人X₁は前記Bの取締役である関係上Bから（イ）の約束手形について、また申請人X₂は前記Cの取締役である関係上Cから（ロ）の約束手形について、各隠れた取立委任裏書を受けてその所持人となり、被申請人に対し本件各仮差押申請をしたものであると主張し、成立に争のない甲第7号証によれば申請人等の主張するように当時大阪法務局において商業登記事務が停止されていたために仮差押申請の必要上止むをえず隠れたる取立委任裏書をしたからといって、何ら同法条の意図する目的を阻害するものではないからである。」

しかし裏書に伴って保証債務は移転しないから、申請人の仮差押申請は却下されるべきとする。

「そこで更に申請人等の右隠れた取立委任裏書によって手形上の権利に付随する被申請人に対する連帯保証債権を行行使する形式的資格をも取得したとの主張について考察してみると、一般に裏書の移転的効力は手形上の権利に限られ、裏書人から手形外の関係において有する手形債権に付随する連帯保証債権は裏書によって当然被裏書人に移転するもので

はなく、これを移転するには別段民法第467条所定の債権譲渡の手續を履踐することを要するものと解するのが正当であり(手形関係は手形面の記載のみによって決定すべきであり、手形面の記載事項は法定の記載事項に限られ、手形債権に付随する保証人に対する権利その他の担保権に関する事項は、法定の記載事項でないから、仮りにこれ等の事項を手形面に記載したとしても手形法上無効であり、手形関係に付随する担保関係はいかなる意味においても、手形関係の中に入って来ることは許されないと解すべきである。)隠れたる取立委任裏書についても、何等その理を異にするわけではないから、被申請人に対する連帯保証債権について別途に債権譲渡の手續を履踐したとの申請人等の主張および疎明のない本件においては、申請人等は、その主張する被申請人に対する連帯保証債権あるいはこれを行使する形式的資格を取得するに由ないといわねばならない。」

(30) 大阪地判昭和30年1月18日(下民集6巻1号19頁・保証債務不存在確認及損害賠償請求事件)

右の事件において仮差押決定の取消を受けたY(本件では原告X)が、連帯保証債務の不存在の確認を求めるとともに、違法な仮差押によって損害をこうむったとして、 X_1 , X_2 (本件では Y_1 , Y_2) B, C(本件 Y_3 , Y_4)に対してその賠償を求めた事件である。

Y_3 , Y_4 が本件手形の「信託譲渡の手續をとったのは、 Y_1 , Y_2 が本件仮差押を申請した当時偶々大阪法務局において商業登記簿の改製のため登記事務を停止し、 Y_3 , Y_4 の各代表者の資格証明書の交付を受けることができず、これが交付を受けることができるまで荏苒日時の経過するのを待っている、前記債権保全の機を逸する危険を招来することになるところから、この危険を脱する手段として、やむなく、 Y_3 は同社取締役 Y_1 に、 Y_4 は同社取締役 Y_2 に、それぞれ各手形につき隠れたる取立委任裏書を受け、仮差押申請に及んだものであることが認められるから、右のような事情の下においてなした本件隠れた取立委任裏書は、仮差押をなさしめることを目的としてなしたとしても、濫訴の弊害を防止することを目的として訴訟信託を禁止した信託法第11条の精神よりして訴訟信託に該当しない。」

本件手形の「信託譲渡、したがって右手形に附従する連帯保証債権の信託的移転が有効である以上、保証債務は附従性を有し、被保証債務の移転について対抗要件を履踐することを要する外、更に保証債務の移転について対抗要件を履踐することを要しないものと解すべきであり、従って本件手形に附従する連帯保証債権の信託的移転についても民法所定の対抗要件を履踐せずして Y_1 , Y_2 をして右連帯保証債権を被保全権利として仮差押に及んだことは法律上何ら違法の行為」でない。

鈴木竹雄博士の評釈がある。判旨が代表者の資格証明書を受けることができない緊急の事態だったことだけを理由とするのは充分でなく、裏書を受けた相手方が会社の取締役であって、実質的には会社自身が仮差押をしたのと異なることが、違法性の阻却に非常に役立つものと考えべきである。手形が裏書譲渡された場合にはこれに付随する連帯保証債権も原則として被裏書人に移転すると解すべきであるから、手形が裏書譲渡され、連帯保証人がその手形の資格のある所持人から権利の行使を受けた場合には、保証人としては文句をいうべき筋合はないと。(『商事判例研究』昭和30年度133頁)

(29)と同じく信託裏書説でありながら、保証債務の譲渡については逆の判断となった。最判昭和45年4月21日(民集24巻4号28頁)は、手形裏書とともに民事保証債務は指名債権譲渡の手続を履践することなく保証債務の履行を求めると判決した。資格裏書説ではエルメヒチグングの上に、さらにエルメヒチグングを重ねることになるのだろうか。

(31) 最判昭和31年2月7日(民集10巻2号27頁・約束手形金請求事件・棄却)

隠れた取立委任裏書により、手形上の権利は裏書人から被裏書人へ移転するものと解すべきである。手形所持人はたとえ手形が裏書の連続を欠くため形式的資格を有しなくても、実質的権利を証明するときは、手形上の権利を行使することができると判示した。

上告人(控訴人・被告)は昭和28年2月18日本件手形(金額894,910円,満期日同年4月15日,振出地および支払地三重県員弁郡阿下喜町,支払場所株式会社三重銀行阿下喜支店の約束手形1通)を訴外Aにあてて振出し,同商会は同年3月10日これを訴外Bに白地式裏書により譲渡し,被上告人(被控訴人・原告)は同月16日同訴外人から右手形を譲受け,同年4月8日さらにこれを株式会社三和銀行に裏書譲渡したが,被上告人の三和銀行に対する右裏書は,外形上通常の裏書でしかも取立委任の目的をもってなされたいわゆる隠れた取立委任裏書である。そして三和銀行は株式会社百五銀行に,同銀行は株式会社三重銀行に,いずれも取立委任裏書をしたので,三重銀行は右手形を満期日に支払場所において支払のため提示したが,支払を拒絶されたため,被上告人はその頃三和銀行からこれが返還を受けて,本訴に及んだ。しかしその手形の裏書欄中三和銀行から百五銀行,百五銀行から三重銀行に対する各裏書の記載はいずれも抹消されているにもかかわらず,被上告人から三和銀行に対する前記裏書は抹消されずに残存していたので,上告人は裏書の不連続をもって対抗した。

原審名古屋高判昭和28年12月22日(高民集6巻13号939頁)は隠れた取立委任裏書では手形上の権利は依然として裏書人に存し,被裏書人との関係では手形上の権利は被裏書人に

移転しないという考え方に立って、裏書不連続の抗弁を次のように排斥する。

「被控訴人の前記三和銀行に対する裏書は手形上の権利を移転しない取立委任の目的のための裏書であると推認し得られるところ、右の如き取立委任の目的をもって手形の裏書をなす者が通常の譲渡裏書をなした場合、譲渡裏書がある以上当事者の意思いかんにかかわらず、これを争い得ないというものではなく、いずれの趣旨であるかは一に裏書人の意思によって決すべきで、もし裏書人の意思が手形上の権利を移転しない取立委任を目的とする裏書であるならば、たとえ手形の裏書記載が譲渡裏書であっても手形上の権利は依然として裏書人に存し、被裏書人との関係においては手形上の権利は被裏書人に移転しないから、裏書人は被裏書人から更に戻裏書を受ける必要なく、何時にても被裏書人から手形の交付を受け手形上の権利を行使し得べく、この場合、前記裏書を抹消すると否により影響なきものと解すべきである。従って被控訴人は右三和銀行に手形上の権利を移転しないで取立委任のため本件手形の裏書をなし、其の後の裏書も何れも取立委任の裏書で満期日に不渡となったので被控訴人は取立委任をした前記銀行からこれを回収して、もって本件手形の所持人たる資格を回復したものであるべきである。しかれば被控訴人は本件手形の適法な所持人であり本件手形の連続に欠くところはないこと明らかである。」

これに対して隠れた取立委任の裏書は第三者に対しては完全に手形権利移転の効果を生ずべきことは学説判例の一致するところであると上告。棄却。

「手形行為の効力は、原則として、当事者の具体的意思如何にもかかわらず行為の外形に従って解釈せらるべきであるから、隠れた取立委任裏書の場合にあっても、手形上の権利は、通常の裏書における同様裏書人から被裏書人に移転し、取立委任の合意は単に当事者間の人的抗弁事由となるに止まるものと解すべく、従って、被上告人が三和銀行に対してなした前記裏書により、本件手形上の権利は被上告人から三和銀行に移転したものと解すべきである。しかしながら前記認定によれば、被上告人は、満期日における支払の拒絶後三和銀行から本件手形の返還を受けて現にこれを所持するというにあるところ、手形上の権利が裏書により一旦被裏書人に移転された場合でも、その後裏書人が被裏書人から当該手形の返還を受けるときは、さきの裏書を抹消すると否にかかわらず、裏書人は再び手形上の権利を取得するものと解するのが相当であるから、被上告人は、現に本件手形の権利者たる地位にあるものというべきである。もっとも被上告人から三和銀行に対する裏書が本件手形における最後の裏書としてなお残存する以上、被上告人は、たとえその実質的権利を有しかつ手形を所持していても、裏書の連続を欠くため、本件手形上の権利につきいわゆる形式的資格（以下、資格という）あるものとすることはできない。

しかしながら、右にいわゆる資格とは、手形法の下において、所持人が裏書の連続により権利者たる外観を具えるときは、その実質的権利を証明しなくても手形上の権利を行使

することができると共に、手形債務者もかかる所持人に支払をする限り、所持人がたとえ無権利者であっても債務を免れることができるものとせられ（手形法16条1項、40条3項ならびに77条1項および3号参照）、もって手形取引の敏活と安全とが企図されている関係においての手形権利者たることの外觀をいうに外ならないのであるから、これなくしては手形上の権利の行使が絶対に許されないものと解すべきではない。かえって、実質的権利者が資格を具備しない場合であっても、債務者に対して進んでその権利を証明するときは、その権利の行使はもとより適法であって、債務者は、請求者の資格を欠くことを理由としてこれが履行を拒絶することは許されないものと解すべきである。しからば被上告人が本件手形につき実質的権利を有すること前記のごとくである本件において、振出人たる上告人に対し手形金の支払を求める被上告人の本訴請求の理由あることは、まことに明瞭であるといわねばならない。

原判決は隠れた取立委任裏書は権利移転の効力を有しないものとし、又被上告人の三和銀行に対する裏書がなお抹消せられずに残存する事実を看過して、被上告人は同銀行から手形の返還を受けると同時に資格を回復し裏書の連続に欠けるところがないとする等、当裁判所の上記の判断と相反する説示もみられるけれども、被上告人の本訴請求を認容したその終局の判断においては正当であるから、これを非難する論旨は、結局理由がないものとして排斥を免れない。」

原審の資格裏書説を排して信託裏書説を打ち出して原審終局の判断を肯定した点は、事案は異なるが、大判昭和9年2月13日（民集13巻133頁・〔22〕事件）と酷似している。

大判大正7年3月1日（民録24輯410頁・〔7〕事件）の考え方が、ようやく変更されたのである。それには鈴木竹雄博士（「手形裏書の抹消」『法学協会雑誌』50巻1号）、竹田省博士（「裏書の不連続と手形所持人」『民商法雑誌』5巻2号）の尽力がある。

鈴木博士は本件では手形は遡求の段階に入っているのであるから、特に隠れた取立委任裏書であったことも、裏書の連続を欠く場合の効果も別に問題にしないで、Xの請求を認めえたのではないかと論ずる（『法学協会雑誌』74巻176頁）。

原審の名古屋高裁判決には豊崎光衛教授（『商事判例研究』昭和28年度111頁）、上柳克郎教授（『法学論叢』60巻5号60頁）の判例批評があり、上柳教授は資格裏書説である。

〔32〕 甲府地判昭和31年10月24日（判例時報114号41頁・約束手形金等請求事件）

資格裏書説の判例とされる。強迫されて振出した手形の隠れた取立委任裏書である。

被告は昭和29年6月24日約束手形1通を訴外Aに振出した。昭和29年8月20日原告は訴外Aから白地式裏書で本件手形を譲り受けた。それは隠れた取立委任裏書であった。

被告が本件約束手形を振出した事情は次のごとくである。被告は訴外B商事会社の社長であったが、B商事会社はAに対し、360万円の債務を負担したまま営業不振のため解散したので、Aは社長である被告にその個人財産をもってその債務の完済を要求した。被告はこれに応じなかったので、AはC等を代理人として、昭和29年6月23日頃、山梨県韮崎市所在の被告方におもむかせ、会社債務の弁済を強要した上、さらに被告をA方に連行し、同日午前7時頃から同日午後2時過まで同家に監禁し、この間Cらをして被告を取囲みテーブルをたたいて子分を使って君の家をつぶして見せる等の強迫的言辞を弄して、金360万円の即時支払、もしくは同額の約束手形の振出方を要求し、同人を畏怖させた結果、約束手形用紙を被告に交付し、署名拇印せしめた上金額360万円の本件約束手形をAあてに振出させた。Aは本件手形に通常裏書文言を記載し、原告に対し隠れた取立委任裏書をした事実が推認される。「いわゆる隠れた取立委任裏書も通常の取立委任裏書と同様、単に手形金の取立機能を移転する効力を有するに過ぎないと解すべきであるから、手形債務者たる振出人は、手形債権者たるべき裏書人に対抗しうるべき人的抗弁をもって、取立権者たる被裏書人に対抗できるものというべきである。

ひるがえって本件につき考えるに、訴外Aと原告間の前記裏書が前認定のごとく隠れた取立委任裏書である以上、右手形の振出人たる被告は、裏書人たる訴外Aに対抗しうる人的抗弁をもって、被裏書人たる原告に対抗できるものというべきところ、本件手形は被告が訴外Aの強迫に基き振出されたものであること、前記認定のとおりであるから、被告は訴外Aに対し、本件手形の振出しが強迫による意思表示に基きなされたことを理由として、これを取消し、本件手形金の支払を免れることができるから、その抗弁は被裏書人たる原告に対しても当然対抗できるものというべきところ……

被告は代理人である弁護士Dに依頼し、昭和29年6月30日本件手形の受取人である訴外Aに対し、内容証明郵便をもって本件手形の振出行為を強迫に基き振出したことを理由として取消す旨の意思表示を発し、それは同年7月1日同訴外人に到達した事実が認められるから、同人本件手形の振出行為は取消により無効に帰し、被告は裏書人たる同訴外人に対し本件手形金の支払義務を有しないことが明らかである。従って右抗弁を対抗し得る被裏書人たる原告に対しても、本件手形金の支払義務を有しないこと明らかである。』

[33] 大阪高判昭和34年8月3日(高民集12巻10号455頁・約束手形金請求事件)

約束手形の隠れた質入裏書の被裏書人は、被担保債権額が手形金額より少額の場合においても、振出人に対し手形金全額についてその権利を行使することができる。手形金中、被担保債権額を超過する部分は、隠れた取立委任裏書の性質を有するから、振出人は裏書

人に対し対抗できる抗弁を、被裏書人に対し対抗することができる」と判示した。

控訴人は金額13万円の約束手形を訴外Aに振出し、Aは8万円の貸金債務の担保として白地式裏書により被控訴人に譲渡した。その請求訴訟である。

「仮りに、訴外Aが、本件手形金額より少ない金8万円の貸金債務の担保として、本件手形を被控訴人に裏書譲渡したとしても、手形取引の簡易迅速な決済をはかる必要より、被控訴人は振出人である控訴人に対し本件手形金全額についてその権利を行使することができるものと解するのが相当である。この場合、被控訴人が控訴人より取立てた金額が被担保債権額より多いときは、残額を裏書人であるAに返還しなければならないことは当然である。この場合、手形金中被担保債権を超過する部分については、いわば隠れた取立委任裏書の性質を有するから、振出人である控訴人は裏書人であるAに対抗し得る抗弁を控訴人に対し対抗し得るものと解するのが相当であるが、控訴人はAに対抗し得る抗弁については何らの主張をしない。」

前田庸教授は、隠れた質入裏書では公然の質入裏書におけると同じように被担保債権額のいかんを問わず、全額の取立を委任したと解すべきであり、傍論の被担保債権を超過する部分は隠れた取立委任裏書の性質を有し、その範囲では被裏書人は抗弁制限の利益を受けないことは通説であると説く。（『商事判例研究』昭和34年度103頁）

〔34〕 東京高判昭和34年10月2日（金融法務事情225号318頁）

隠れた取立委任裏書をし、その裏書を抹消しないまま手形の権利を行使した場合に、最判昭和31年2月7日（民集10巻2号27頁）の信託裏書説ではなく、資格裏書説に立って肯定した判決である。

「手形上の権利者が取立委任の目的を以て手形を第三者に裏書譲渡する場合にその目的を示すべき文言を手形上に記載することは必ずしも必要でなく、手形上の記載は単純なる譲渡裏書の文言であっても他の資料により当事者の意思が取立委任の目的にあるものと認め得る場合には、その裏書は取立委任裏書として効力を有することに何等妨げないものと解するのが相当である。

そして、取立委任の目的で裏書がなされた場合には、被裏書人は単に自己の名を以て手形上の権利を行使する権能を与えられたものに過ぎず、手形上の権利は依然裏書人に存するものであるから、被裏書人による取立が不能の場合裏書人は被裏書人より当該手形を回収した上、手形所持人として手形債務者に対し権利を行使することができるのであって、この場合をその裏書人が被裏書人より更めて手形の裏書譲渡を受けることを要しないものと解すべきである。」

信託裏書説の昭和31年最高裁判決がよく知られてからの判決であり、資格裏書説はなかなか消滅しない力をもっていることが知られる。

〔35〕 東京地判昭和34年11月24日（下民集10巻11号2486頁・約束手形金請求事件）

判示事項「単に人的抗弁を切断する目的でされた約束手形の裏書譲渡の効力」について、隠れた取立委任裏書ではなくてロボットで解決した判決である。

被告株式会社Y₁は被告有限会社Y₂商店にあて約束手形を振出した。それはA信用金庫常務理事、兼営業部長Bから割引くことができるといわれて、Y₂の裏書の下にその情婦のCに郵送された。そしてB等の裏書が加えられ、原告Xは私が割引いたが、現実にはその夫Dが割引いたと主張した。判決は原告が手形を割引いたのは甚だ疑わしいとし、原告をロボットとする。

「B、Cは、被告兩名のために、本件約束手形によって金融を与える意思がなかったのに、それがあのように装って被告兩名から、前段判示のように、振出裏書を受け、被告兩名に金融を与えなかった。そして、それ故に、被告兩名から、直接対抗せらるべき対価不交付の抗弁を、切断する目的を以て、原告をロボットとして、原告に裏書譲渡し、原告を本件約束手形の所持人として登場せしめたものと、推断せざるを得ぬ。原告自身が「本件約束手形の裏書人E、自分への裏書人Bについて、何も知らぬ。被告兩名についてのみ、銀行を通じて支払能力を調査した。本訴を夫の意思によって提起したが、最終の被裏書人が自分であることは知らなかった。」と供述していることは、まさしく、この間の消息を如実に物語るものであって、原告は、そのような供述を以て、本件約束手形の善意の取得者と主張することは、許されないのである。かようなロボットは、手形債務者から、悪意の抗弁を以て直接対抗せらるべき前者と、法律上同一視せられなければならない。もし然らずとせんか、手形抗弁を対抗せらるべき手形所持人は、これをロボットに譲渡することによって、その抗弁を切断し得るからである。」

島十四郎教授は事実認定の論理が荒っぽいと批判するが（『商事判例研究』昭和34年度413頁）、判決がロボットとしたい気持は理解できる。

〔36〕 最判昭和39年10月16日（民集18巻8号1727頁・更生債権確定請求事件・一部棄却・一部破棄差戻）

手形債務者は隠れた取立委任裏書の裏書人に対して有する人的抗弁事由をもってその被裏書人に対抗しようと判決した。担保の性質が入っている事案であって、その点からは問

題のある判例である。

訴外Aは金額50万5,000円、満期昭和33年11月13日、支払人Y株式会社（被告・控訴人・上告人）受取人Aという為替手形を振出し、Y会社の引受を得て、同年9月20日にこれをX銀行（原告・被控訴人・被上告人）に裏書譲渡した。

Xは満期に支払のため呈示したが、支払を拒絶された。ところが引受人Y会社は、昭和34年2月23日、会社更生法による更生手続開始決定を受けたので、Xは右手形金額と満期後更生手続開始決定の日まで年六分の割合による利息について、更生債権の届出をしたが、Y会社および更生管財人によって届出債権は否認された。そこでXは本訴によって右手形金額および利息の更生債権を有することの確認を求めた。Xは当初Y会社の更生管財人を相手として本訴を提起したが、上告審の継続中に更生手続終結決定がなされ、訴訟手続が中断し、Y会社が上告人としての地位を承継した。

第一審ではY会社は本件手形は融通手形として振出されたものであって、Y会社は真実支払をする意思はなかったものであり、Xもこのことを了知していたのであるから、悪意の取得者であるXに対して、Yは右人的関係に基づく抗弁をもって対抗できるはずであると抗弁したが、Xの請求を認容した。控訴も棄却。最高裁は破棄差戻した。

「原判決が確定した事実によると、同判決末尾添付別紙目録（2）記載の為替手形は、その振出人・受取人たる訴外Aの依頼により被上告銀行がこれを割引（有価証券の売買というよりはむしろ手形を見返りとする貸金すなわち手形貸付に類する割引）して取得したものであるが、その後、右割引債務は、Aの被上告銀行に対する通知預金と相殺することにより完済されたところ、原審の係属中の昭和35年2月19日被上告銀行とAとの間で成立した特約により、被上告銀行は手形引受人である上告人に対して、右手形上の権利行使をなすことをAより委任され、手形金の支払がなされたときはAの他の債務に充当し、または他の債務が存しないときはこれをAに返還することとなったものであるというのである。

右事実関係からすると、被上告銀行が本件手形を当初Aより取得したときは通常の譲渡裏書がなされるものと認めるべきであるが、その後右当事者間に締結された前記特約により、右裏書がいわゆる隠れた取立委任裏書の趣旨に変更されたものと解するのが相当である。

隠れた取立委任裏書がなされた場合においては、その裏書の当事者間では、手形上の権利は実質的には被裏書人に移転することなく依然裏書人に帰属するものと解されるから、手形債務者の側から裏書人に対して有する人的抗弁をもって被裏書人に対抗した場合には、被裏書人において裏書による抗弁切断を主張できないものと解するを相当とするところ、本件においては、上告人は本件手形が上告人と裏書人たるAとの関係で、いわゆる融

通手形として振出されたものであるから上告人に手形金支払義務のない旨抗弁していることは記録上明らかであるにもかかわらず、原判決は、融通手形であるとしてもその本来の性質上融通の当事者以外の被裏書人に対しては融通手形であることを理由とする悪意の抗弁をもって対抗できないとする単に通常の譲渡裏書の場合にのみいいうる理論をもって上告人の抗弁を排斥した第一審判決を是認してこれを引用説示するだけであって、本件手形が果して裏書人たるAに対抗できるような性質の融通手形であるかどうかについては、なんら審理判断を加えてはいない。」

当事者間では手形上の権利は実質的に裏書人に帰属するという点は、鈴木竹雄博士の新相対的権利移転説の影響があったのではないかとする見方がある。

鈴木竹雄博士は信託裏書説（『手形法・小切手法』271頁）から一步を進めて、相対的権利移転説を主張する。信託裏書説は十分なものでない。すなわち当初の信託裏書説は手形上の権利はあらゆる関係において被裏書人に移転し、取立委任の実体は裏書当事者間の純粋な債権債務関係にすぎないと考えたが、これではどうもい妥当な結論をえられないので、いろいろな理論を付加して結論の妥当を期するにいたった。しかしこのような修正を加えつつ、しかも手形上の権利がなお被裏書人に移転しているというのは、論理的に矛盾するといわれても仕方がない。したがって、この立場をとって手形上の権利が移転すると主張するためには、その移転するということの意味をさらにつめて行くことが必要であって、私は第三者に対する関係において、手形上の権利が移転するという趣旨に解すべきではないかと考える。すなわち、裏書当事者の側から第三者に対して手形上の権利が移転していないと主張することはできず、したがって手形上の権利が移ったものとしてすべての効力が生ずることになる。しかし、このことは裏書当事者間で権利が移っていないと主張することを妨げるものではない。隠れた取立委任裏書の効果としては、一応譲渡裏書の効力が生ずる。したがって裏書当事者の側から取立委任関係を理由に権利は移転していないと主張することはできないが、当事者間の関係では権利は移転せず、したがって第三者の側から取立委任関係をあばいて権利が移転しないと主張することはできるということになる。この考え方は相対的権利移転説を思わしめるものがあるが、従来説かれていた相対的権利移転説は、その内容が明確でない。しかし一個の権利が対内関係では甲に属し、対外関係では乙に属するというような見解は誤りであるといつて簡単にしりぞけるのは、法律関係が元来個別的相対的のものであることを無視した考え方であって、その方がむしろ反省に値するのではないかと考える（「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」『商法演習Ⅲ』237頁～238頁）。そうしてこの新相対的権利移転説に同情的な考え方もある（小松俊雄「隠れた取立委任裏書」『河本編・商法Ⅱ』297頁）。

鈴木博士はさらに権利移転有因論に進まれるのであるが、竹内昭夫博士は有因論を採れ

ばすべての問題について資格裏書説と同一の結果となり、そのほうが具体的な結果において妥当でないかと説く。有因論は手形行為を債務負担行為と権利移転行為の二面に分けて考え、前者は無因行為であるが、後者は有因行為であると解する。この理論を前提として隠れた取立委任裏書を考えてみると、この場合の原因関係は取立の委任にすぎないのだから、手形上の権利の移転は被裏書人に移っていないということになるのではないか。もともと有因論は手形上の権利が原因関係の消滅によって復帰するという関係を説明しようとして構成された理論であるが、これを一般化すれば、手形を交付しても、手形上の権利を移転すべき原因関係、対価関係あるいは経済的利益が存在しなければ、それは手形行為者の許にとどまるという結論に達するはずではなからうか。もともと、有因論にとっては、隠れた取立委任裏書の場合にも、売買契約解除等の場合等と同様に原因関係が存在しないとみるべきかどうか、一つの問題である。けだしこの場合には取立委任という原因関係が存在するともみられるからである。しかし、もし被裏書人に固有の経済的利益がないという点で両者は同じだと考えるならば、隠れた取立委任裏書をして、手形上の権利は裏書人のもに残ると解されることになる。そうだとすれば有因論を前提とする信託裏書説ではすべての問題——被裏書人に対する抗弁、裏書当事者の破産の場合の効果に関する問題、さらに裏書譲渡を禁じられていた被裏書人が第三者に手形を譲渡した場合、第三者は善意取得しうるにすぎないのか(資格裏書説)、譲渡禁止につき悪意でも承継取得することになるのか(信託裏書説)という問題を含めて、すべての問題——について、資格裏書説と同じ結論を認めることになると主張するのである。(「隠れた取立委任裏書と人的抗弁」『ジュリスト商法の判例第三版』224頁)。

しかしながら、手形権利移転行為有因論を唱える前田庸教授は、竹内教授の権利移転行為有因論は資格裏書説と同一の結果になるという主張に反対し、信託法上の信託として構成する。隠れた取立委任裏書は手形上の権利を移転して取立委任の目的を達しようとするものであり、まさに信託法第一条にいう信託の性質を有することは否定できない。すなわち裏書人は、信託契約の委託者として受託者である被裏書人との間で、自分を受益者(自益信託)として信託を設定したと考えられる。その結果、(1)人的抗弁の切断、善意取得の適用については、信託法13条は受託者は信託財産の占有につき委託者の占有を瑕疵を承継する旨規定しているが、この規定の解釈として、一方でその適用は自益信託に限らるべきことが主張され、他方で自益信託の場合には委託者の権利の瑕疵(委託者が無権利者であること、抗弁の対抗を受ける等)についても受託者に承継されるべき旨が主張されている(四宮和夫『信託法(増補版)』80頁, 83頁)。これを隠れた取立委任裏書にあてはめれば、人的抗弁切断や善意取得の保護が受けられないことになる。(2)被裏書人自身に対する人的抗弁の対抗。信託を第三者に対抗することができる場合には、有価証券では証券に信託財

産である表示をしなければならない。隠れた取立委任裏書では信託の表示がなされていないから、当事者は信託であることを第三者に主張できないことになり、相対的権利移転説と同じ結果になる。相対的権利移転説では被裏書人は第三者である手形債務者に対して実質が取立委任であることを主張できないから、手形債務者は被裏書人自身に対して有する抗弁を主張できる。(3)被裏書人等の破産。信託法16条は受託者個人の債権者が信託財産に強制執行できない旨を規定しているが、その独立性を認められるためには信託の對抗要件を満すことが必要か。四宮・前掲76頁はこれを必要とするが、補遺②で改説されている。疑問はあるがこれを要すると解すべきではないか。最後に次のように述べる。手形行為有因論をとるかどうかが差異が生ずる可能性があるのは当事者間で取立委任が解除された場合である。有因論によらなければ当事者間で取立委任が解除されても、裏書人が手形を回収しないかぎりそれは当事者間の関係にすぎず、被裏書人は依然として権利者であり(信託裏書説をとった場合)、または取立委任の権限を有し(資格裏書説によった場合)、手形上の権利を行使することができることになり、これに対して有因論によれば、右のような当事者間の関係が手形関係に影響し、被裏書人は無権利者になるから、手形上の権利は行使することができずと解することになる。(『手形法・小切手法入門』238頁以下)。

隠れた取立委任裏書において、債務者が裏書人に対する抗弁でもって被裏書人に対抗することができるということは、すでに大審院時代に確立されたところであるが、被裏書人に対する抗弁でもって対抗したときに、被裏書人はそれまでの自己の権利であるという主張を転換して、実は隠れた取立委任裏書であると主張立証してその抗弁に対抗できるであろうか。鴻常夫教授は被裏書人に対する抗弁でもって対抗できることを次のように力説する。債務者は被裏書人に対する抗弁を対抗できるかどうかという信託裏書説の立場は対抗できるのに、資格裏書説では対抗できない。これは何としてもおかしい。手形法が公然の取立委任裏書の方式を予定しているのに自ら選んで通常の譲渡裏書の方式をとった以上、債務者から被裏書人=所持人に対する抗弁をもって対抗されてもやむをえない。ただし手形債務者としては一方で隠れた取立委任裏書だと主張して裏書人に対する抗弁を対抗しながら、同時に被裏書人に対する抗弁を対抗することまで認める趣旨ではないと。(矢沢共著『自習商法30問』160頁)これは被裏書人の反言的権利行使を認めない趣旨であろうか。鴻教授の信託裏書説に対して、上柳克郎教授は資格裏書説から評釈を展開する(『民商法雑誌』52巻751頁)。

[37] 東京地裁昭和40年3月20日(判例時報436号58頁・約束手形金請求事件)

白地式裏書により手形の取立委任をした場合にこれを他に譲渡するには、譲渡の合意と

受任者に対する譲受人のために占有すべき旨の指図で足りるとした事例である。

原告は次の約束手形を現に所持している。

（１） 金額25万円，満期昭和38年10月15日，支払地豊島区，支払場所株式会社東京相互銀行池袋支店，振出地板橋区，振出日昭和38年5月27日，振出人被告，受取人兼第一裏書人株式会社A，第二裏書人原告，被裏書人欄いずれも白地。

（２） 金額25万円，満期昭和38年11月5日，その他の要件事項および裏書関係（１）に同じ。

原告が本件手形を取得するに至った経緯は次のごとくである。

訴外株式会社Aは昭和38年5月末頃本件各手形を訴外王子信用金庫十条支店で割引き，白地式裏書で右金庫に譲渡した。右訴外会社はまもなく不渡を出したため，右金庫は約定によって同年6月26日本件各手形債権と右訴外会社の右金庫に対する預金債権とを対当額において相殺して決済したが，右訴外会社の依頼によって取立委任のため本件各手形を預り保管していた。

訴外株式会社Aは本件各手形がそのように決済されたので，その頃本件各手形を原告に譲渡することを約し，同年9月6日付内容証明郵便をもって訴外王子信用金庫十条支店に対し本件各手形債権を原告に譲渡したこと，および爾後原告のために本件各手形を保管して取立をなすべき旨を通知し，右郵便は翌7日右金庫十条支店に到達した。そして右金庫は本件各手形をそれぞれ満期に支払のため呈示をしたが，いずれもその支払を拒絶されたので，満期の直後に本件各手形をそれぞれ原告に交付したのである。

被告は原告が譲受けたのは昭和38年10月9日頃，同11月9日頃と主張して，期限後裏書の抗弁を提出した。請求認容。

「訴外王子信用金庫（十条支店）は昭和38年6月27日以降は本件各手形上の権利者である訴外株式会社Aの代理人として，右訴外会社の白地式裏書のある本件手形を所持していたものであるところ，右訴外会社は本件各手形を原告に譲渡することを約した上，同年9月7日到達の郵便をもって右金庫に対し，爾後原告のため本件各手形を所持すべき旨指図したことが明らかである。しかし，手形の裏書譲渡は手形の現実の交付を必要とするものではあるが，右のように手形権利者が第三者をして所持なさしめている自己の白地式裏書のある手形を他に譲渡せんとする場合には，その第三者に対し，爾後譲受人のため，当該手形を所持すべきことを指図するだけで足り，必ずしも譲渡人から譲受人に対する手形の現実の交付をなす要はないと解すべきであるから，本件各手形は昭和38年9月7日訴外株式会社Aから原告に対し，裏書譲渡があったものとなすべきである。それ故，本件各手形がいずれも期限後に裏書譲渡されたことを前提とする被告の抗弁は，その余の争点につき判断をなすまでもなく理由のないこと明らかであるから，被告の抗弁は採用できない。」

裏書人の譲渡権について判示している。取立のための債権譲渡に関する大判大正2年2月17日（刑録19輯209頁）参照。

〔38〕 最判昭和40年4月9日（民集19巻4号647頁・約束手形金請求事件・破棄差戻）

約束手形の振出人から人的抗弁の対抗を受けるべき手形所持人は、当該手形を善意の第三者に裏書譲渡したのち、戻裏書によって再びその所持人となった場合でも、振出人から右の抗弁の対抗を受け、その抗弁はその者から隠れた取立委任裏書を受けた者に対しても主張できると判決した。

本件約束手形は上告人（被控訴人・被告）Yが訴外A社にあてて振出し、A社は訴外B社に、B社はさらに訴外第一銀行に順次裏書し、その後B社が右銀行から裏書譲渡を受けて、これを被上告人（控訴人・原告）に裏書譲渡して、現に被上告人がその所持人である。

原審において上告人は、B社は本件手形振出の原因関係たる債権債務の消滅を知る悪意の手形取得者であるから、B社から隠れた取立委任裏書によって本件手形を取得した被上告人に対して、上告人は右抗弁事由をもって手形金の支払を拒みうるし、かりに被上告人が通常の裏書譲渡によって本件手形を取得したものとして、被上告人自身が右抗弁事由を知って取得しているのであるから、右同様に手形金の支払を拒絶できると主張した。

原判決は、振出人たる上告人がその主張の右抗弁事由をもって所持人たる被上告人に対抗して手形金の支払を拒絶できるためには、所持人およびその前者のすべてがいずれもその事由を知って取得したことを主張立証しなければならない（所持人が隠れた取立委任裏書を受けたものであれば所持人についてはその必要がない。）のであって、そのうち一人でも善意者があれば、同人に対してはもちろん、同人から裏書譲渡によってその権利を承継した後者に対しても、たといそれが悪意の取得者であったとしても、振出人はその者に右抗弁事由を主張して手形金の支払を拒絶できない筋合であるところ、本件にあつては、前示第一銀行が善意者と推認されるから、上告人主張の抗弁事実の存否およびB社の被上告人に対する裏書譲渡が隠れた取立委任としてなされたものであると否とを問わず、善意の右銀行から裏書譲渡を受けて同銀行の有する手形上の権利をそのまま承継取得したB社に対しても、また同会社から更に裏書譲渡を受けた被上告人に対しても、上告人主張の抗弁事由は対抗できないと判示して、最判昭和37年5月1日（民集16巻5号1013頁）を参照として掲げた。

破棄差戻。

「本件にあつては、善意の取得者たる前示銀行から裏書譲渡を受けたB社は、もともと右銀行に対し本件手形を裏書譲渡したものであり、更に同銀行より戻裏書を受けた関係に

あるから、事実関係が原判決参照の前記判例と異なるものといわねばならない。手形の振出人が手形所持人に対して直接対抗し得るべき事由を有する以上、その所持人が当該手形を善意の第三者に裏書譲渡した後、戻裏書により再び所持人となった場合といえども、その手形取得者は、その裏書譲渡以前にすでに振出人から抗弁の対抗を受ける地位にあったのであるから、当該手形がその後善意者を経て戻裏書により受戻されたからといって、手形上の権利行使について、自己の裏書譲渡前の法的地位よりも有利な地位を取得すると解しなければならない理はない。それ故、本件にあっては、振出人たる上诉人は、戻裏書により再び所持人となったB社に抗弁事由を対抗できるものといわねばならず、B社から被上诉人に対する裏書譲渡が隠れた取立委任によるものであるとすれば、被上诉人に対してもこれを対抗しうることになるわけである（当裁判所昭和36年（オ）第1270号同9年10月16日第二小法廷判決参照。）」

〔39〕 最判昭和43年2月16日（金融商事判例99号10頁・約束手形金請求事件・棄却）

白地式の隠れた取立委任裏書が2個介在した事件である。

訴外A会社が倒産し、その所有土地を転売してその金で債権者に弁済すべく、その整理を不動産業者Bに委託した。Bは被上诉人（被告・控訴人）Y社に、右の土地の所有名義をYにした上で売却するからともちかけ、その登記等に必要な経費として、Xから35万円の約束手形をBが代表している不動産会社Cを受取人として振出させ、その際その手形は満期の39年5月26日まで、右の土地を売却してその金でBまたはCが支払決済すべきことが約された。Bは右手形をC会社からBの妻Dに裏書し、Dはさらに上诉人（原告・被控訴人）Xに裏書し、Xがその所持人としてYに訴求した。

第一審はXは手形割引により善意の取得者であると判断して請求を認容した（東京地判昭和39年8月6日金融商事判例74号14頁）。

第二審はCからDと、DからXへの裏書を隠れた取立委任裏書と認定して、次のように判決した。

「本件手形は、C社もしくはその代表取締役であるBにおいて支払い、控訴会社はその支払義務を有しない約定の下に振出されたものに係ることが明らかであるから、控訴会社は本件手形の受取人であるC社に対しては、本件手形の支払を拒絶しうる人的抗弁事由を有するものといわなければならない。……

C社の代表取締役Bは、本件手形の受取人である同会社から直接控訴会社に本件手形金の取立をなすにおいては、上記控訴会社の人的抗弁事由をもって対抗せらるべき虞あることを考慮し、被控訴人をして本件手形金の取立をなさしめるため、本件手形を同居の妻で

あるDに対して白地裏書した上、更に同女の白地裏書を加えて、これを被控訴人に裏書交付したものであること、および被控訴人は本件手形の裏書交付を受けるにつき、他に特段の原因関係を有していなかったことを認めるに十分である。……

右認定事実によれば、本件手形におけるC社の第一裏書およびDの第二裏書は、C社が単に被控訴人に本件手形の取立を委任するためになされたもので、いわゆる隠れた取立委任裏書にすぎず、被控訴人は右裏書譲渡を受けるについて特段の原因関係を有しなかったことが明らかである。

しからば本件手形上の権利は被裏書人である被控訴人に移転したものとすべきではあるが、被控訴人は本件手形上の権利を行使するにつき自己固有の利益を有しないものと認めるを相当とする。したがって、本件手形の振出人である控訴会社は、その受取人であるC社に対する上記人的抗弁事由の存在についての被控訴人の善意、悪意に関係なく、上記抗弁事由をもって被控訴人に対抗し得る筋合であるといわなければならない。しかりとすれば控訴会社は被控訴人に対し、本件手形金の支払を拒み得ることが明らかであるから、控訴会社のこの点に関する抗弁は理由あるに帰し、被控訴人の本訴請求は失当として棄却すべきである。」(東京高判昭和42年7月13日金融商事判例74号11頁)

上告理由は隠れた取立委任裏書の認定を非難する。上告棄却。

「原審がその判決理由(1)ないし(4)に認定した事実関係は、それぞれこれに対応する挙示の証拠に照らし肯認することができ、右事実関係とさらに挙示する証拠関係によれば、訴外C社の代表取締役Bは、本件手形の受取人である右訴外会社において直接被上告会社に対し手形金の請求をなすときは、原判決認定の人的抗弁事由をもって対抗されるおそれがあるところから、これを回避すべく、上告人をして本件手形金の取立をなさしめるため、本件手形を妻のDに白地裏書し、さらに同女の白地裏書を加えて上告人に交付したものであって、右各裏書はいわゆる隠れた取立委任裏書にすぎず、上告人は右取立委任裏書の被裏書人に当たるとした原審の認定、判断も正当として首肯できるものである。

論旨中訴外会社の裏書が取立委任裏書であってもDのした裏書は隠れた取立委任裏書とはいえないとし、また、右Dおよび上告人はそれぞれ本件裏書が取立委任の趣旨でなされたことを知っていたことのない証拠がないとする部分はいずれも原審が適法にした事実認定にそわない事実関係を主張するものにすぎない。そして原審認定の事実関係のもとにおいては、被上告人は、訴外会社に対して有する前記人的抗弁事由の存在についての上告人の善意悪意に関係なく、右抗弁事由をもって上告人に対抗できる旨の原審の判断は正当である。」

[40] 最判昭和44年3月27日(民集23巻3号601頁・約束手形金請求事件・棄却)

訴訟行為をさせることを主たる目的としてされた手形の裏書は、隠れた取立委任のためにされたものにほかならないが、右の場合には、信託法第11条の規定により、たんに手形外の取立委任の合意が無効となるにとどまらず、裏書自体も無効となり、すべての手形債務者は、被裏書人たる所持人が手形上無権利者であることを主張して、その手形上の請求を拒絶することができる」と判決した。

Y₁農業協同組合（被告・被控訴人・被上告人）の組合理事長Aは、Y₁代表者名義の約束手形を訴外会社の専務取締役Y₂に対して振出した。組合長Aはその訴外会社の代表取締役であったが、その会社の土地買受資金を捻出するために、その資格を冒用して振出したものであった。

Y₂は金融業者Bに割引依頼のため裏書交付したが、約束の期間内に割引ができなかったため、手形の返還を求めた。しかし本件手形はCら数人の手を経由してDに交付されていた。そこでY₂はDを訪ね右の事情を説明して返還を求めたが、Dはこれに応ぜず、本件手形をX（原告・控訴人・上告人）に裏書譲渡した。XはY₁、Y₂を相手として手形金請求の本訴を提起した。

第一審はDおよびXは本件手形がBらによって詐欺された手形であることを知って取得したものであるとして、Xの請求を棄却した。

控訴審ではY₁、Y₂は信託法第11条違反の抗弁を提出し、判決はそれを採用して、DからXへの裏書は、Y₁らから対抗を受けるかも知れない悪意の抗弁を切断するため、Xをして訴訟行為をさせることを主たる目的としてなされたものと認め、裏書を無効としてXの控訴を棄却した。

上告棄却。

「原審の確定した右事実関係によれば、訴外Dは、上告人に対し、訴訟行為をなさしめることを主たる目的として本件手形の裏書をしたというのである。してみれば、右の裏書は取立委任のためになされたものにほかならず、本件手形は右Dから上告人に対していわゆる隠れた取立委任裏書のなされた手形であるといわなければならない。そして、右のような裏書は、裏書人が自己が有する手形債権の取立のため、その手形上の権利を信託的に被裏書人に移転するものと解すべきである（当裁判所昭和29年（オ）第86号・同31年2月7日第三小法廷判決、民集10巻2号27頁参照）ところ、信託法11条は訴訟行為をなさしめることを主たる目的として財産権の移転その他の処分をなすことを禁じ、これに違反する行為を無効とするのであるから、本件のように隠れた取立委任のための手形の裏書が訴訟行為をなさしめることを主たる目的としてなされた場合においては、たんに手形外における取立委任の合意がその効力を生じないのにとどまらず、手形上の権利の移転行為である

裏書自体もまたその効力を生じえないものと解するのが相当である。したがって、上告人は訴外Dのした裏書によっては手形上の権利を取得しえなかったものというべきであり、被上告人らは上告人が手形上の権利を有しないことを主張して、その手形上の請求を拒絶することが許されることは明らかである。」

信託的に移転するとして、信託法第11条を適用するのであるが、大隅健一郎博士の意見はここを突いている。次のように述べる。

「私は、手形の隠れた取立委任裏書は、裏書人が譲渡裏書の形式により、被裏書人に手形上の権利者たる形式的資格とともに、自己の名をもって裏書人の手形上の権利を行使する権限（いわゆる授權、エルメヒティグンク）を与えるものと解するのが、妥当であると考え。それが最もよく当事者の追求する経済的利益に適合するのはもとより、これによってなら第三者の利益ないし公共の利益を害するところはないからである。この見解によれば、手形の隠れた取立委任裏書にあっては、被裏書人は手形上の権利者たる形式的資格とともに自己の名をもってその手形上の権利を行使する権限を与えられるが、手形上の権利自体は依然として裏書人に帰属しているのであるから、かかる信託が信託法1条にいわゆる財産権の移転その他の処分に当たるかどうかひいて同法所定の信託に当たるかどうかにつき、疑問を生ずるのを免れないであろう。しかし、たといそれが直接には信託法にいわゆる信託に当たらないとしても、この種の裏書が訴訟行為をなさしめることを主たる目的とするものである場合には、同法11条の禁止に触れるものと解すべきことは明らかであると考え。それゆえ、私のような見解をとっても、本件においてDから上告人に対してなされた手形の隠れた取立委任裏書は同条の類推適用により無効と解せられるのであって、その点では格別多数意見と異なるところはない。」

資格裏書説では手形上の権利者でないのに裏書により手形上の権利者たる資格を与えるのであるから、虚偽表示説と結果において近似するところがあるのは、その自認するところである（大隅健一郎「隠れた取立委任裏書（1）」『法学論叢』25巻706頁）。

信託法11条違反が問題になった事件は多いが（田辺光政「訴訟信託禁止の意義をめぐる学説—手形譲渡と訴訟信託の抗弁の序説」『上柳克郎先生還歴記念論文集』465頁以下）、本稿では割愛する。（未完）